

第5章 整備基本計画

第1節 計画範囲全体の地区区分と動線計画

(1) 地区区分

① 周辺環境保全ゾーン

第1章第3節で定めた計画対象範囲は、つがる市景観計画で特定景観地域に設定されており、この範囲は「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全するために必要な範囲である緩衝地帯（バッファゾーン）と一致している。この範囲は「周辺環境保全ゾーン」とする。

② 史跡指定地

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の史跡指定地を丘陵地形再現や遺構の表現等を行う史跡整備範囲とする。なお、第4章第2節でも述べた通り、亀ヶ岡石器時代遺跡は東半を第1期整備対象範囲とする。

③ 公開活用ゾーン

現在、亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側に隣接する低地に縄文遺跡案内所・しゃこちゃんショップ・駐車場を設けて来訪者の起点としている。また、県道鯉ヶ沢蟹田線からのアクセスも良いことから、整備にあたってこの場所を「公開活用ゾーン①」と位置付け、ガイダンス施設と駐車場を設ける。現在のしゃこちゃん広場も「公開活用ゾーン②」として休憩・便益機能を維持する。

④ 周知の埋蔵文化財包蔵地

他のゾーンと重複するが、史跡指定地以外の両遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づき適切な保存の措置を図る。

(2) 動線計画

現在の史跡への主要なアクセスは、県道鯉ヶ沢蟹田線を南側から北上し、縄文遺跡案内所・しゃこちゃんショップ・駐車場がある「公開活用ゾーン①」へ至る道順となる。整備後も現在の主要アクセスでの誘導を継続し、「公開活用ゾーン①」を来訪者の見学動線の起点とする。主要な見学動線として、「公開活用ゾーン①」から亀ヶ岡石器時代遺跡を見学後、県道鯉ヶ沢蟹田線沿いの歩道を徒歩で移動し、田小屋野貝塚を見学後、「公開活用ゾーン①」に戻ることを想定する。

両史跡間の歩行動線には、亀ヶ岡石器時代遺跡から県道鯉ヶ沢蟹田線沿いの西側に暫定歩道を部分的に整備しており、今後の利用状況をみながら同位置への歩道本整備を検討していく。本整備の際には、歩行動線と両史跡が連結するよう、田小屋野貝塚南側の民有地の公有化も検討していく。

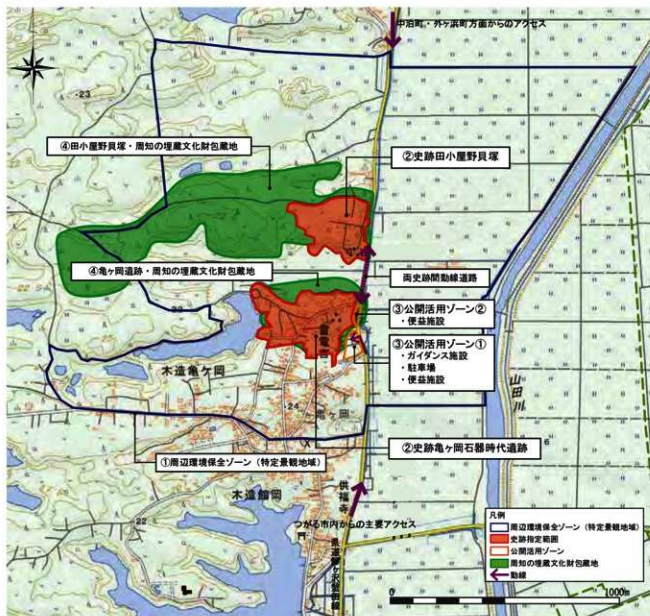


図 54 計画範囲全体の地区区分図

第2節 亀ヶ岡石器時代遺跡の整備

(1) 全体計画と地区区分

丘陵と低湿地からなる地形を活かしつつ、縄文時代晩期の墓域と捨て場の様相を体感し、体験できる整備を目指す。一方、土地の歴史を伝える雷電宮や百万遍等の石造物は現状を維持する。

● 第1期整備対象範囲

① 丘陵地形再現ゾーン

丘陵上の平場全体を「丘陵地形再現ゾーン」とし、宅地や農地に伴う若干の地形改変があることから、遺構保護を兼ねた盛土により当時の自然地形を目指した造成を行う。

また、丘陵上の広がりを活かして、遺跡の特性に応じた多様な体験活用を行う「広場」に利用する。

② 遺構表示ゾーン

遺構表示ゾーンとして、縄文時代晩期前葉から中葉にかけて継続的に構築された丘陵上の土坑墓群について、「墓域表示ゾーン」を3箇所設定し、それぞれの遺構の特性に応じた手法により表示する。

また、沢根地区低湿地では過去に行われた発掘調査の成果に基づいた「捨て場（祭祀場）表示ゾーン」を設ける。

③ 低湿地保全ゾーン

沢根地区及び近江野沢地区の低湿地には地下に豊富な遺物が存在すると考えられることから、今後とも低湿地として良好な環境を維持・管理していく。

④ 植栽ゾーン

縄文時代晩期の景観復元及び史跡西半の民家や構造物に対する修景を目指して「植栽ゾーン」を設定する。この植栽は、宅地造成等に伴い地形が改変されている地点や遺構の未確認地点等で行う。

⑤ 法面保護・植栽管理ゾーン

丘陵と周辺低地との間の斜面地は「法面保護・植栽管理ゾーン」として、法面保護と崩落防止、眺望確保、遮蔽等のための植栽管理を行う。

⑥ 近世以降遺産保全ゾーン

雷電宮や百万遍等の石造物は「近世以降遺産保全ゾーン」として保全に努める。

⑦ 公開活用ゾーン

前述のとおり、史跡の南東側に隣接する低地には、現在縄文遺跡案内所・しゃこちゃんショップ・駐車場を設けており、この一帯を「公開活用

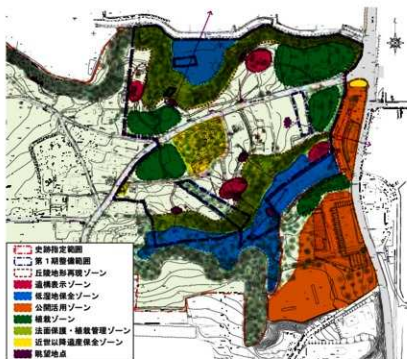


図 55 地区区分図 (S=1/4000)

ゾーン」としてガイダンス施設の建設や体験学習に用いる。

休憩・便益機能をもつ既設のしゃこちゃん広場は「公開活用ゾーン」の一部として引き続き活用する。

⑧ 眺望地点

丘陵上から南の沢根地区低湿地を見下ろし、また、北の近江野沢地区低湿地を見下ろすとともに田小屋野貝塚を遠望する眺望地点、さらに、かつて古十三湖であった東に広がる津軽平野を見渡す地点を設定する。また、史跡の価値の理解に有効な眺望地点については、視点場として維持する。

⑨ 学史解説地点

「捨て場（祭祀場）表示ゾーン」のほか、学史上重要な調査地点や遮光器土偶出土地点については、付近に解説板を設置して、研究の足跡を現地でたどれるようにする。

● 第2期整備対象範囲

第2期整備対象範囲である史跡西半部の追加指定範囲は、公有化を進めつつ、修景や景観保全等について住民の協力を求めていく。

(2) 遺構保存に関する計画

表土の薄い範囲では、少なくとも地下遺構や遺物包含層から仕上面が30cm以上の深さとなるよう保護盛土を施す。また、遺構直上に遺構表現等の構造物を設置する場合や園路舗装等を施す部分では、基礎砕石や路盤等の底面が地下遺構や遺物包含層から30cm以上となるようにする。

(3) 現状構造物の取扱い

雷電宮や石祠、百万遍等の石造物は、地域の歴史を伝えるものとして保存する。しゃこちゃん広場の遮光器土偶石像を含む各種構造物、建築物は引き続き利用する。コンクリートブロック等の不要な現状構造物は撤去する。陥没が生じている井戸は栗石等を用いて埋め戻す。

(4) 動線計画

見学動線の起点は「公開活用ゾーン」となり、しゃこちゃん広場の遮光器土偶石像付近から沢根地区低湿地の捨て場（祭祀場）を経て丘陵上へと向かう。

丘陵上は基本的に自由動線（見学者は園路にとらわれることなく自由に散策して見学できる）とする。さらに設定した3箇所の「墓域表示ゾーン」や「植栽ゾーン」、眺望地点、学史解説地点を効果的に巡る基幹動線を設ける。基幹動線は史跡を横断する市道とは別に設定し、幅員2.0m程度で土系舗装仕上げとし、車椅子の走行も可能なものとする。

管理用車両は、整備地内に十分な保護層を確保することで、草地内を走行できるものとする。

基幹動線は市道の横断箇所を最小限となるよう設定し、やむを得ず横断が必要な箇所では現状のアスファルト上に薄層カラー舗装を用いて歩行動線の一部であることを明示する。



図 56 動線計画図 (S=1/3000)

(5) 造成に関する計画

発掘調査による遺構検出・遺物確認面に基づき、地形復元の観点から必要な範囲の造成を行う。

発掘調査情報の不足する範囲では、現状地形から想定される当時の丘陵の地形を目指して造成する。現状地形は宅地や農地に伴う後世の造成により段差と平坦面が形成されているが、この段差を解消する盛土により丘陵の地形を再現する。

盛土により市道との段差や極端な高低差を生じないように、地形再現のための盛土は最小限にとどめる。中・長期計画において推進する市道撤去の後、市道部分の盛土により丘陵の全体地形復元のための追加造成を行う。

市道と高低差の大きい史跡東端北側付近の旧宅地等は、後世の盛土によるかさ上げが予測されることから、発掘調査により盛土の厚さを確認のうえ、遺構等の保護に支障の無い高さまで切土する。

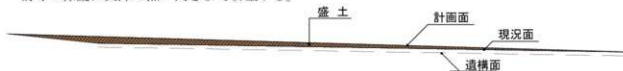
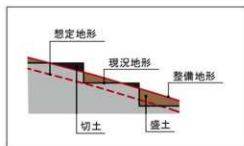
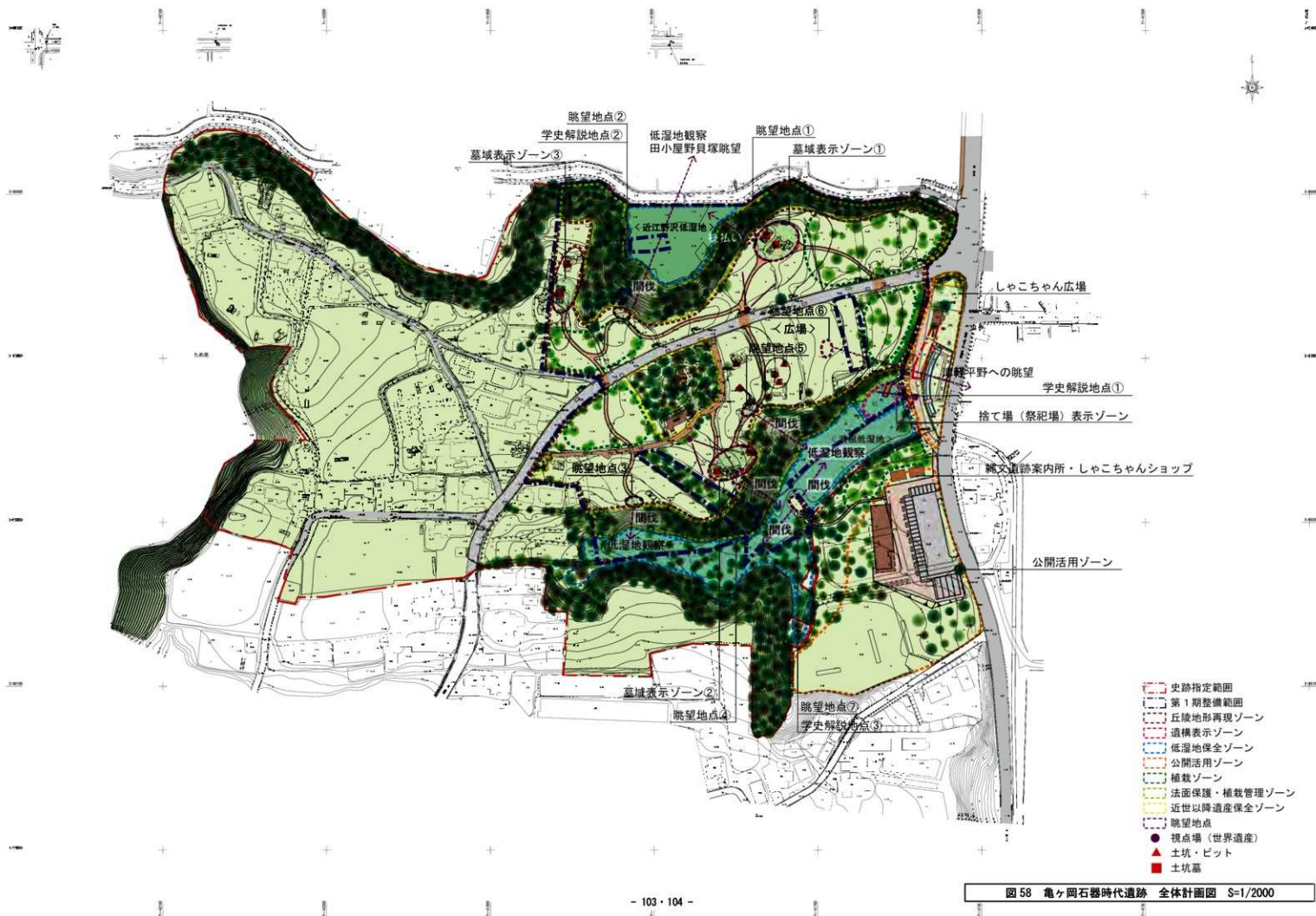


図 57 敷地造成模式図 (S=1/200)



- 史跡指定範囲
- 第1期整備範囲
- 丘陵地形再現ゾーン
- 遺構表示ゾーン
- 低湿地保全ゾーン
- 公開活用ゾーン
- 植栽ゾーン
- 法面保護・植栽管理ゾーン
- 近世以降遺産保全ゾーン
- 眺望地点
- 視点場（世界遺産）
- ▲ 土坑・ピット
- 土坑墓

図 58 亀ヶ岡石器時代遺跡 全体計画図 S=1/2000

土坑・ピット (縄文中~後期)
竪穴建物跡 (縄文晩期)

フラスコ状土坑群・竪穴建物跡 (縄文前~中期)

フラスコ状土坑 (縄文後期)

墓域表示③

土坑墓群 (縄文晩期)

墓域表示①

フラスコ状土坑・土坑・ピット群 (縄文後期)

土坑群 (縄文晩期)

溝跡・土坑・ピット (縄文晩期末~弥生前期)

フラスコ状土坑・土坑・ピット群 (縄文後期)

土坑墓群 (縄文晩期)

土坑群 (縄文晩期)

竪穴状遺構・土坑墓群 (縄文晩期)

土坑墓群 (縄文晩期)

墓域表示②

[50] 遺構確認面または遺物包含層までの深さ (cm)
+0.5 現況面からの盛土厚 (m)

図 59 亀ヶ岡石器時代遺跡 造成計画図 S=1/2000

(6) 遺構の表現に関する計画

縄文時代晩期の遺構を対象に遺構表現を行う。対象とする遺構は丘陵上の土坑墓群3箇所と沢根地区低湿地の捨て場(祭祀場)とする。

① 丘陵上の土坑墓群

丘陵上で検出された3箇所の土坑墓群は、縄文時代晩期前葉から中葉にかけて継続的に構築された本遺跡の主要な遺構であり、土坑墓群として視覚的に分かり易い表現を目指す。本計画では、立体的な表示を多用することにより墓域の広がり表現する方法を検討した。

a. 丘陵北東部の「墓域表示ゾーン①」

内容確認調査の際に多くの遺構は平面検出に止めているが、精査した土坑墓には壁溝を伴うものや玉の副葬を伴うもの、底面に赤色顔料が分布する土坑墓が確認されている。壁溝を伴う土坑墓は、青森市の朝日山(2)遺跡などの調査事例を参考にすれば、木製の板材がはめ込まれた木棺墓であった可能性も考えられる。土坑墓群のほかに、土器棺墓と考えられる埋設土器の下半部も確認されている。

現地の整備

土坑墓群が展開する状況を視覚的に表現するため、共通した構造を有し概ね同時期に構築されたと考えられる土坑墓はマウンド表現とする。調査でマウンドの痕跡が確認されなかった土坑墓についても築造当初はマウンドを伴っていたと想定し、より多くの土坑墓を立体的に表現することにより、墓域特有の雰囲気表現する。

土坑墓群の民族例(下図、パキスタンの墓地)を参考にすれば、時期の古いものは風化作用により低くなり、場合によっては新しいものがそれに重複して営まれる。本遺跡においても、重複する土坑墓については新しいものを高く、古いものは低くするなど、想像される当時の様相の表現を目指す。

なお、木棺墓と考えられる土坑墓は、ガイダンス施設において模型やジオラマ等を用いて復元案を展示する。また、土器棺墓は現地でも平面表示し、想定される復元案についてはガイダンス施設で展示する。



写真 46 パキスタン マルダン地区付近の墓地 2009.12

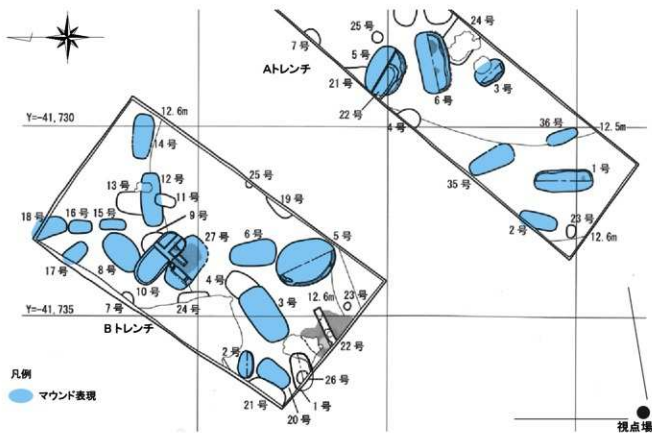


図 60 墓域表示ゾーン①現地整備 遺構配置図 S=1/100

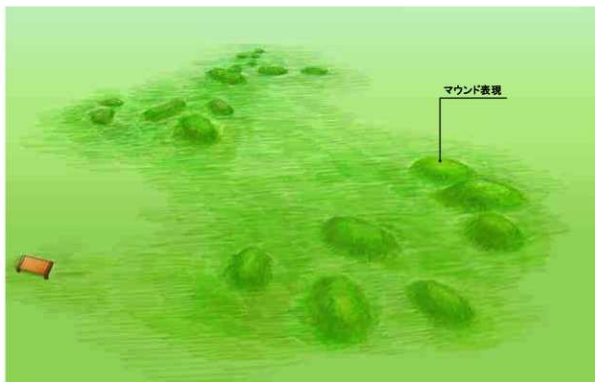


図 61 墓域表示ゾーン①現地整備 イメージ図

マウンド表現等の仕様

土坑墓表現の仕様について、マウンド表現は現況面の上に保護盛土を行い、遺構を保護した上に同化による崩れを抑止するため割栗石でマウンドを形成し、表面に盛土を施して芝張りとする。土器棺墓の平面表示は現況面の上に砂層による表示層を設け、その上に碎石路盤を設け、透水性土系舗装仕上げとする。

また、土坑墓群周辺の地表面の仕上げは、後述する「丘陵地形再現ゾーン」と一体的に草地管理とする。

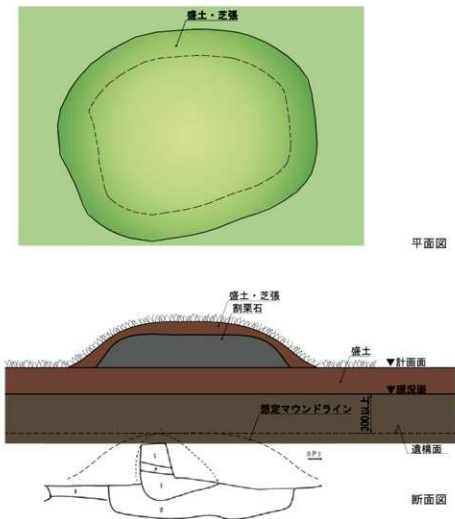


図 62 遺構表示模式図（土坑墓マウンド表現）S=1/30

b. 丘陵南部の「墓域表示ゾーン②」

青森県立郷土館の調査により発掘された土坑墓も多く、遺構の年代や形状が詳細に把握されている。A・B群として報告された土坑墓群は晩期中葉を主体とするほぼ同時期のものであり、A群では上面のロームマウンドも複数確認されている。また遺構の切り合いから新旧が分かる。

現地の整備

ロームマウンドが確認されたA群の土坑墓は土系舗装材等によりロームを表現するマウンドとする。さらに、調査でマウンドが確認されない土坑墓についても、マウンドを伴っていた可能性があることから、おおよその形状が分かるA・B群の土坑墓についてもマウンドによる表示とし、重複するものは高低差を付けるなどして墓域の雰囲気を感じられる整備を目指す。

マウンド表現に加えて、想定される埋葬行為をVR・ARによって表現することやQRコードによる調査写真等の追加情報の提供を検討する。

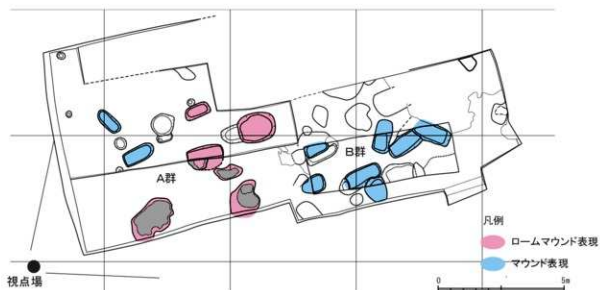


図 63 墓域表示ゾーン②現地整備 遺構配置図 S=1/150

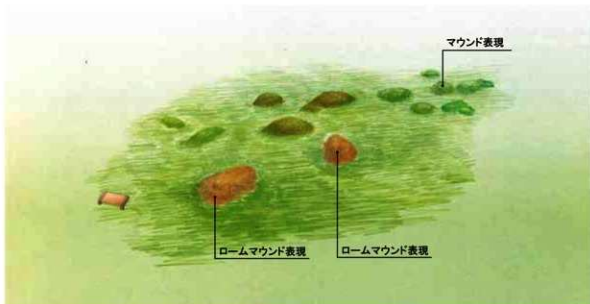


図 64 墓域表示ゾーン②現地整備 イメージ図

マウンド表現の仕様

ロームマウンド表現の仕様について、現況面の上に保護盛土を行い遺構を保護した上に割栗石と砕石でマウンドを形成し、土系舗装を人力造形とする。

土坑墓群周辺の地表面の仕上げは、「墓域表示ゾーン①」と同様に草地管理とする。

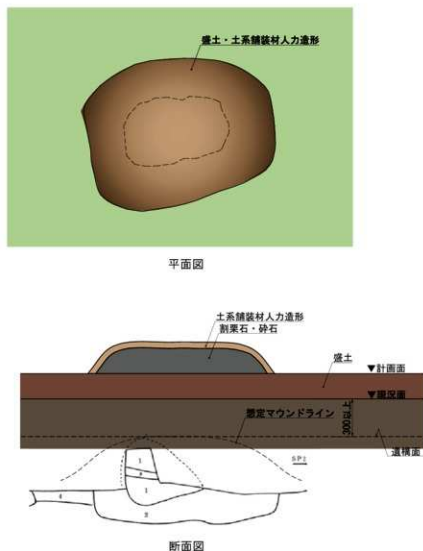


図 65 遺構表示模式図（土坑墓ロームマウンド表現） S=1/30



写真 47 亀ヶ岡石器時代遺跡の土坑墓
（土坑墓上部のロームマウンド）

c. 丘陵北西部の「墓域表示ゾーン③」

長軸方向の揃った土坑墓が複数検出され、遺構間の関連性が伺われる墓域である。上面にロームが検出され、マウンドを伴ったことが確認されたものも複数ある。

現地の整備

他の墓域表示ゾーンと同様にすべてマウンドによる表示とし、重複する場合は時期の古いものを低くする。

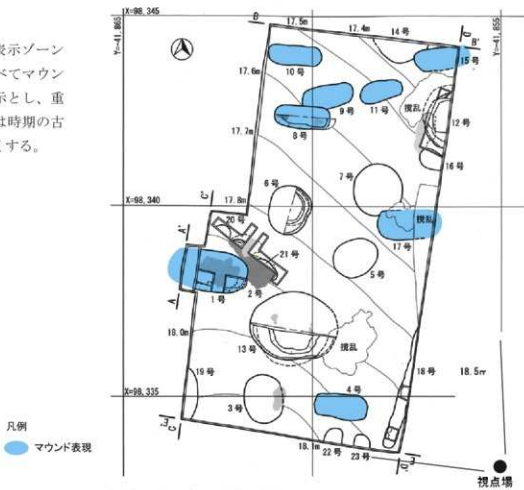


図 66 墓域表示ゾーン③現地整備 遺構配置図 S=1/100



図 67 墓域表示ゾーン③現地整備 イメージ図

② 低湿地の捨て場

沢根・近江野沢地区の高低湿地は、地下遺物保存のため湿地環境を維持つつ、捨て場としての表現を目指す。

a. 沢根地区低湿地

しゃこちゃん広場の遮光器土偶石像付近から視認できる範囲のヨシ等を定期的に刈り取りして低湿地の地形を視覚的に分かりやすくする。

過去の代表的な発掘調査地点（慶應義塾大学・青森県立郷土館）においては、漆塗りを含む完形土器や木製品等の遺物出土状況写真をパネルに転写して展示する。加えて、解説板のほかQRコードによる調査写真等の追加情報提供を行う。

また、出土地点に見学者が近づいて観察できるよう、湿地環境に影響の無い工法で見学用デッキを設置する。

なお、想定される出土状況については、ガイダンス施設内で展示する。

b. 近江野沢地区低湿地

丘陵上の眺望点から視認できる範囲のヨシ等を定期的に刈り取りして低湿地の地形を視覚的に分かりやすくする。

遺物出土状況の復元展示等は行わず、丘陵上の眺望点に解説板を設置する。



図 68 沢根地区低湿地の整備イメージ図 S=1/1000

(7) 修景及び植栽に関する計画

① 伐採・間伐

旧宅地の庭木等の縄文時代に相応しくない樹木は伐採する。眺望地点⑥は庭木の伐採により津軽平野への眺望を確保する。

また、設定した眺望地点からの視界に支障となる樹木について、眺望地点①は枝払い、眺望地点②～⑤・⑦は間伐を行う。

眺望地点の設定にあたっては、斜面地の土砂流出等が生じないよう、既に眺望が開けている地点や樹木の疎らな場所を選んで選定する。なお、伐採等により遠景に大規模構造物等が新たに視認されないよう留意する。

② 「植栽ゾーン」等の樹木植栽

設定した「植栽ゾーン」に高木や中低木の樹木植栽を行う。樹種は過去に実施された植物遺体・花粉分析結果等に基づき、クリ・トチノキ・クルミ・ハンノキ・コナラ・ニワトコなどを植栽するが、景観復元の観点から花粉分析において高い出現率となるトチノキやクリなどを多用する。また、「公開活用ゾーン」には、体験活用に資することを目的として、クリ・トチノキ・クルミ・ウルシ・カラムシ・クワなどの有用植物の植栽を検討する。

植栽の方法として、地下に遺構の存在が想定される場合には、高植として防根シートを用いるなど、遺構保護対策を講じる。

その他、眺望地点②～⑤の崖に面する部分に安全管理を目的とした低木植栽を行う。

③ 草地管理

「丘陵地形再現ゾーン」は人の立ち入りができる程度の低茎草地として継続的な草刈り管理を行う。また、明らかな外来種が目立つ場合には抜取を行う。



写真 48 整備事例

馬高・三十稲場遺跡（高植）（新潟県長岡市・縄文時代）

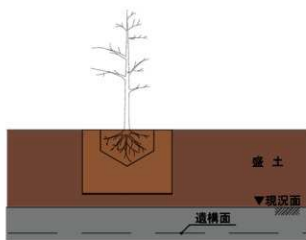


図 69 植栽整備模式図 S-1/30

(上：遺構の存在が想定されない場合・下：遺構の存在が想定される場合)

④ 「低湿地保全ゾーン」の植物管理

現状の低湿地はヨシ等が繁茂しており、先に述べた通り視点場から視認できる範囲については定期的に対取りを行う。

また、実生樹木については選択的に伐採を行う。

⑤ 植生管理

「植栽ゾーン」・「低湿地保全ゾーン」以外の植生管理方針は以下のとおりとする。

「法面保護・植栽管理ゾーン」は、眺望確保のための間伐や枝下しを除き、現状の植生の維持管理を基本とする。

「近世以降遺産保全ゾーン」は現状の植生の維持管理を基本とする。

「公開活用ゾーン」は、当面は現状の植生の維持管理を基本としつつ、老木等については適宜間伐を行い、クリ・クルミなどの落葉広葉樹を主体とする森林環境に更新していく。

(8) 管理施設及び便益施設に関する計画

既設のしゃこちゃん広場にある便所、四阿等を引き続き利用する。

丘陵上には、丸太を用いる等、景観に配慮した据置型の腰掛を「遺構表示ゾーン」や緑陰に配置する。眺望地点には、背もたれ付きベンチの設置も検討する。

また管理柵等は特に設置しない。前述のとおり、眺望地点の崖に面する場所は低木植栽により見学者の安全を図る。



下野谷遺跡（東京都西東京市・縄文時代）



千葉中央港旅客船棧橋（メーカーHPより）

写真 49 腰掛設置事例



図 70 亀ヶ岡石器時代遺跡 観望配置図 S=1/2500

第3節 田小屋野貝塚の整備

(1) 全体計画と地区区分

縄文時代前期の機能域（居住域・墓域・貯蔵域）は比較的平坦な丘陵上の中央から南東に展開する。この範囲及び周辺地域において、縄文時代前期の集落の様相を体感する整備を目指す。

① 丘陵地形再現ゾーン

亀ヶ岡石器時代遺跡と同様に、丘陵上の平場全体を「丘陵地形再現ゾーン」とする。宅地や農地に伴う地形改変があることから、遺構保護を兼ねた盛土や、一部造成地の切土により当時の自然地形を目指した造成を行う。また、丘陵上の広がりを活かして、遺跡の特性に応じた多様な体験活用を行う「広場」に利用する。

② 遺構表示ゾーン

「遺構表示ゾーン」では、発掘調査により確認された居住域の堅穴建物跡と建物跡内の貝塚、墓域の土坑墓、貯蔵域のフラスコ状土坑を対象として表現する。

③ 植栽ゾーン

「植栽ゾーン」として、修景や景観創出のための植栽を施す。南西遠方に見える風力発電施設の翼や電波塔については植栽等による修景を図る。また、史跡外となるが、東の宅地についても低木植栽による修景を検討する。さらに丘陵上の西側に広がる縄文時代前期の遺構が未検出な範囲や、地形が改変された地点については、植栽による当時の景観の創出を目指す。

④ 法面保護・植栽管理ゾーン

丘陵と周辺低地との間の斜面地を「法面保護・植栽管理ゾーン」とし、法面保護と植栽管理に努める。

⑤ 公開活用ゾーン

史跡の県道に接する低地を「公開活用ゾーン」とし、入口広場として両史跡間の歩道と連結し、案内解説施設や休憩施設のほか、仮設トイレや手洗い場の設置についても検討する。

⑥ 眺望地点

丘陵上から東の津軽平野を見渡す眺望地点や、南の低地を挟んで亀ヶ岡石器時代遺跡の立地する丘陵、また岩木山を遠望する眺望地点を設定する。また、史跡の価値の理解に有効な視現場については、景観を維持する。

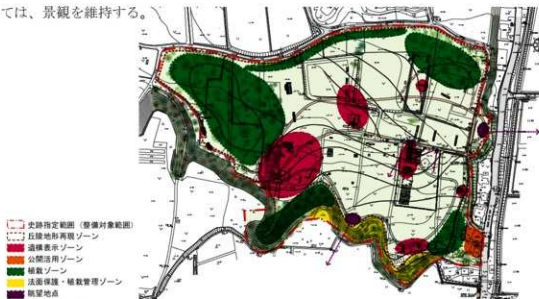


図 71 地区区分図(S=1/4000)

(2) 遺構保存に関する計画

遺構保護盛土の考え方は亀ヶ岡石器時代遺跡の丘陵上と同様とする。

(3) 現状構造物の取扱い

生活道路以外の舗装等の不要な現状構造物は撤去する。また、陥没が生じている井戸は栗石等を用いて埋め戻す。

(4) 動線計画

丘陵上は亀ヶ岡石器時代遺跡と同様に基本的に自由動線とするが、主な「遺構表示ゾーン」や眺望地点、「植栽ゾーン」を効果的に巡る基幹動線を設定する。基幹動線は亀ヶ岡石器時代遺跡同様の仕様とし、車椅子の走行可能なものとする。

副動線として、南側の「遺構表示ゾーン」や眺望地点を巡る動線を設ける。副動線は芝保護材舗装とし、自然景観に馴染みつつ、車椅子の走行可能なものとする。

また、西側や北側の「植栽ゾーン」にはウッドチップ舗装等の林間園路を設ける。

東側登坂路の上の一角に簡便な芝保護材等による車両の乗入可能な場所を設け、車椅子利用車の一時的な駐車に用いる。

管理用車両について、亀ヶ岡石器時代遺跡と同様に整備地内に十分な保護層を確保することで、草地内を走行できるものとする。



図 72 動線計画図 (S=1/3000)



(5) 造成に関する計画

造成の考え方は亀ヶ岡石器時代遺跡と同様として、当初の丘陵地形の再現を目指す。

現状地形は宅地や農地に伴う後世の造成により段差と平坦面が形成されているが、丘陵上はこの段差を解消する盛土により丘陵の地形を再現する。

農地の間の高低差が特に大きい場所（史跡の中央北側）は、近年の盛土により 60～80 cm

かさ上げされていることから、段差解消のため遺構等の保護に支障のない高さまで切土する。
丘陵東端部は、史跡指定地内外ともに宅地化等に伴い急崖面が生じている。指定地南東部の急崖部は、盛土による地形の再現は行わず、土地公有化後の植栽による遮蔽を検討していく。

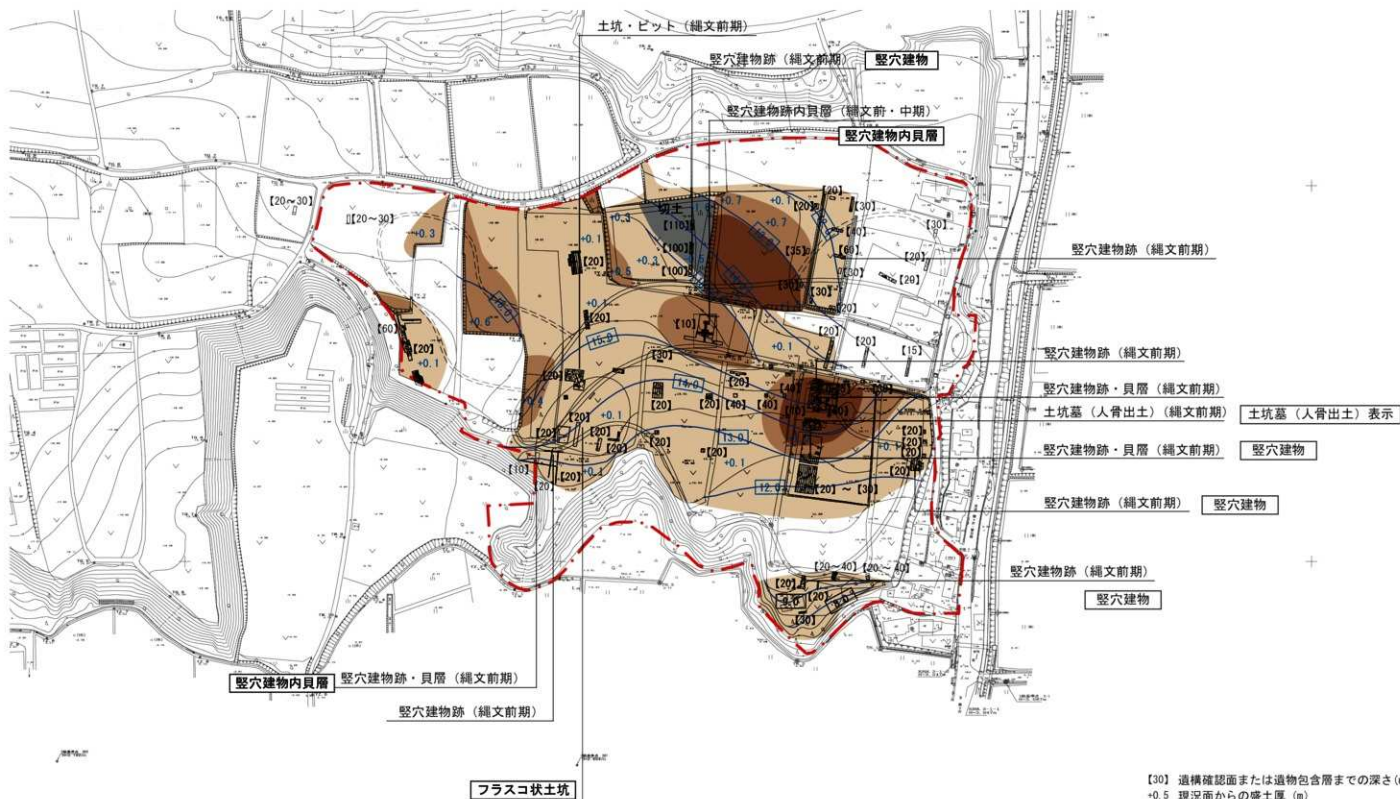


図 74 田小屋野貝塚 造成計画図 S=1/2000

(6) 遺構の表現に関する計画

縄文時代前期の遺構を対象に遺構表現を行う。対象とする遺構は、竪穴建物跡、貝塚、土坑墓、フラスコ状土坑である。特に、史跡の本質的価値に関わる居住域や埋葬人骨が検出された土坑墓、また地点貝塚については見学者に実態が伝わるような表現を目指す。

① 竪穴建物跡

「遺構表示ゾーン①・②」においては、縄文時代前期中葉の竪穴建物跡が近接して複数検出されていることから、同一地点で建て替えが行われたと考えられる。整備では、建物ごとに使用時の状況と廃絶後の状況を表示し分ける。また、遺構表現を補うものとして、解説板のほかQRコードによる調査写真等の追加情報の提供を検討する。

a. 構造が把握できた建物跡

壁・柱穴・炉跡などの把握できた建物跡については、上部構造の形状を示す骨格を含めて竪穴遺構を復元して使用時の特徴を示す。

b. 部分調査あるいは平面検出に止めた建物跡

遺構保存のため部分調査あるいは平面検出に止めた建物跡については、廃絶が進んだ状況の浅い窪地、または平面形状を表示する。

■ 遺構表示ゾーン①

令和4年に調査したB区において竪穴建物跡の平面及び断面形状、また竪穴内の貝層が確認されている。構造が確認された31号（竪穴建物跡）は竪穴遺構復元し、骨格として柱・桁・小屋組みまでを立体的に表現することを検討する。

貝層と土器の廃棄状況が確認された32号（竪穴建物跡）は、廃絶後の状況として竪穴の窪地に貝層や土器が堆積している様子を表現する。一部竪穴平面を検出したもの（33号・36号）は、廃絶が進み竪穴が埋まり始めた状況として、浅い窪地を表現する。なお、竪穴建物跡4棟の前後関係について今後精査し、その結果によっては各遺構の表現方法を変更する可能性がある。

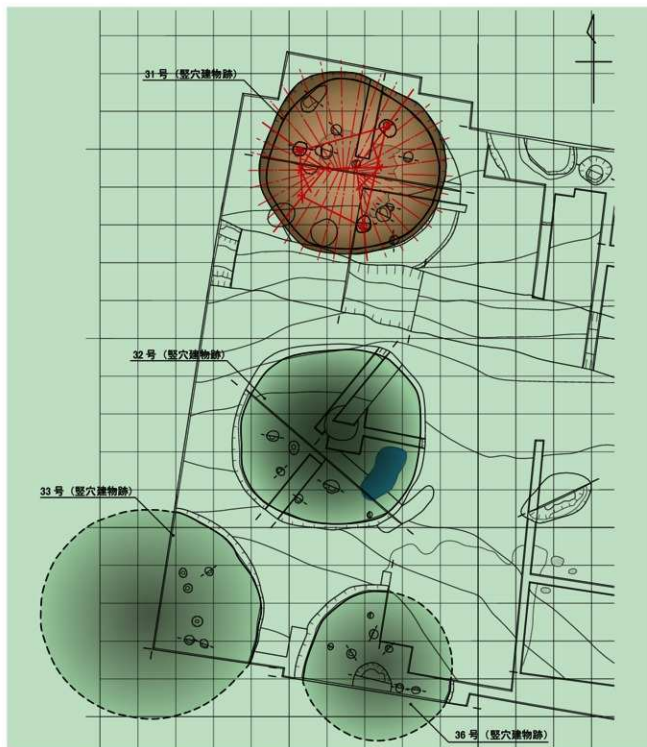
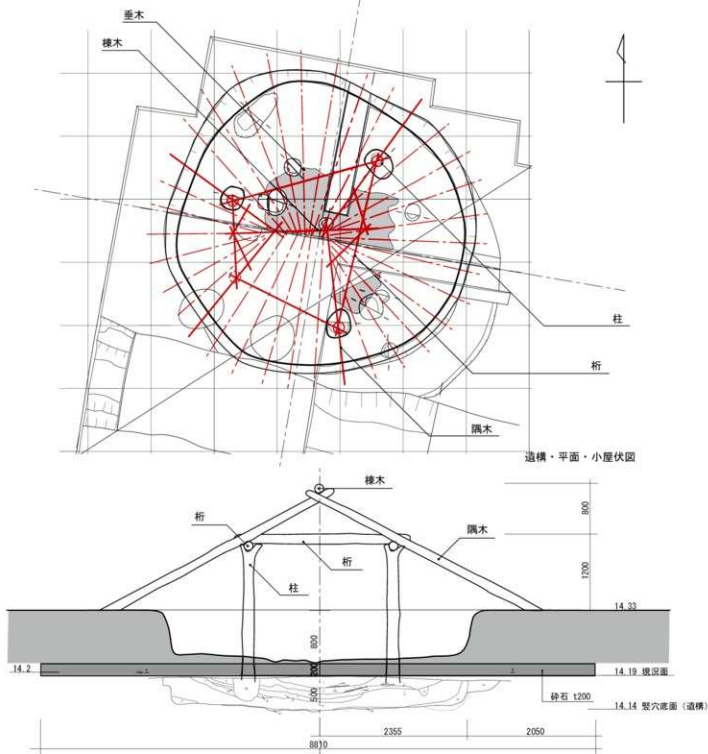


図 75 遺構配置・計画配置図 S=1/100

○ 31号（竪穴建物跡）骨格表示

竪穴遺構の復元には、透水性硬質土系舗装を用い、人力造形する。現況面の上に碎石を敷設し、その上に竪穴遺構を設けることで、遺構面の保護と竪穴内部の排水を促す。

骨格の柱・桁・小屋組みはクリ等の木材を用い、酸化亜鉛鉛浸処理等を施すことで耐久性を考慮する。なお、主柱穴については調査所見の通り3箇所であった可能性もあり、今後の検討により骨格の表現方法を変更する可能性がある。



遺構・平面・小屋伏図

東西セクション結合・断面図

※周堤の有無・出入口については今後検討する

図 76 31号（竪穴建物跡）骨格表示模式図 S=1/60

○ 32号（竪穴建物跡）廃絶状況表示

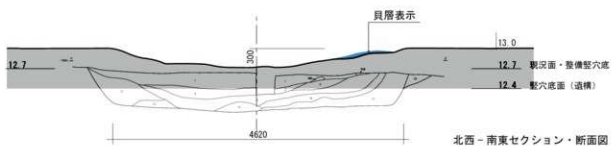
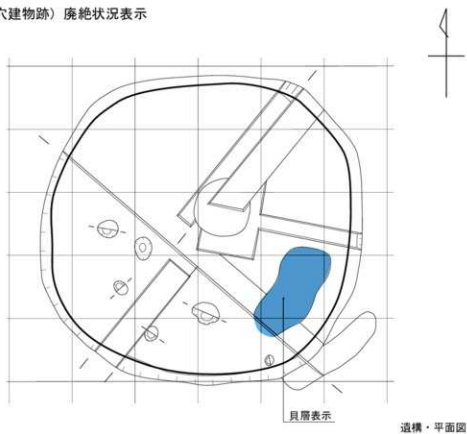


図 77 32号（竪穴建物跡）廃絶状況・貝層表示模式図 S=1/60

○ 33・36号（竪穴建物跡）廃絶状況表示

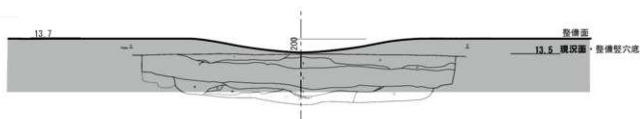


図 78 36号（竪穴建物跡）廃絶状況表示模式図 S=1/60

② 貝塚

地点貝塚の特徴を表現するため、竪穴建物跡内で検出された貝層を復元表示する。貝層は建物跡の廃絶後に形成されることから、廃絶後の建物跡を窪地として表現し、その上に体験活用により現生のヤマトシジミ等を散布して貝層を表現する。

■ 遺構表示ゾーン②

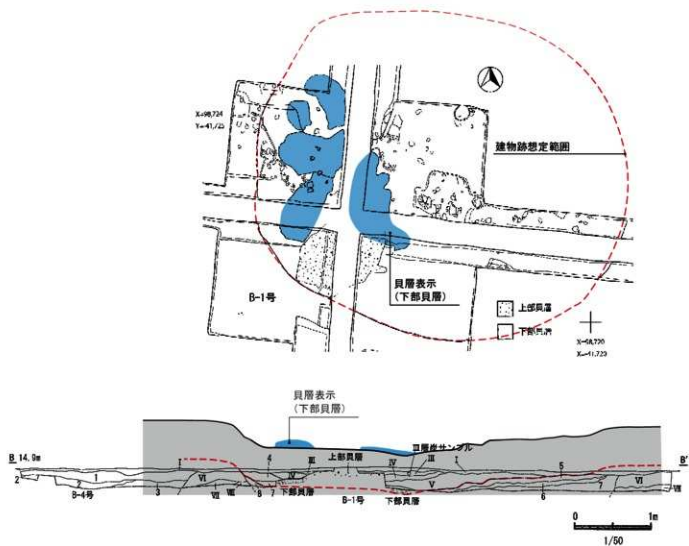


図 79 竪穴建物内貝層表示 平面・断面図 S=1/50

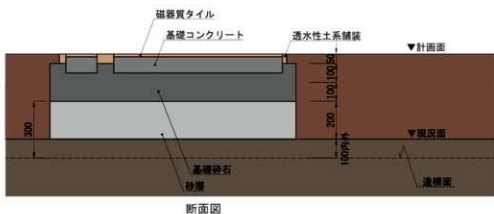
③ 土坑墓（人骨・貝層出土）

土坑墓の平面形状を表示し、埋葬人骨の検出状況は実物大の写真パネルをはめ込む。ただし、ガイダンス施設において、出土人骨及びその部分の複製を用いた検出状況の復元展示を行う。

■ 遺構表示ゾーン①



平面図



断面図

図 80 土坑墓表示模式図（平面表示） S=1/20

④ フラスコ状土坑

「遺構表示ゾーン③」のT14トレンチでは、複数の遺構が重複して検出された。このうち、調査によりフラスコ状土坑と確認されたものは2基であり、この他にも規模と平面形状からフラスコ状土坑と推定されたものが2基ある。遺存状態の良いフラスコ状土坑は、底面までの深さが2.5 mほどあり、この遺構の立体表示は見学者の安全確保や遺構保護層の確保が難しいことから、現地では平面的な表示に止め、ガイダンス施設で模型等による立体的な展示を行う。

■ 遺構表示ゾーン③

現地の整備

フラスコ状土坑内の貯蔵物や蓋は調査で確認されないことから、開口部と底面の広がりをも平面表示するに止める。底面の広がりをも表現するものとしてレンガ等による平面表示を行う。

立体的な構造は解説板により情報提供する。

凡例

● 平面表示

○ フラスコ状土坑底面表示

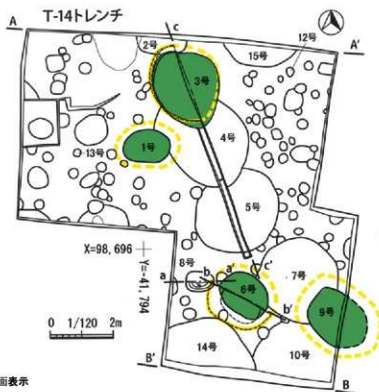


図 81 フラスコ状土坑 現地整備 遺構配置図 S=1/120



図 82 フラスコ状土坑 現地整備 イメージ図

(7) 修景及び植栽に関する計画

伐採・間伐や樹木植栽、草地管理の考え方については亀ヶ岡石器時代遺跡と同様とする。眺望地点①・②は支障となる樹木の間伐を行う。

樹木植栽については過去に実施された植物遺体・花粉分析結果等に基づき、コナラ・クリ・オニグルミ・サワグルミなどを植栽するが、景観復元の観点から、花粉分析において高い出現率となるコナラやクリを多用する。眺望地点から視認される風力発電施設や電波塔に対する緩衝植栽にも配慮する。

また眺望地点①は、東の津軽平野を見渡す眺望に恵まれており、それを補うものとして解説板のほか、VR・AR等による古十三湖の景観復元等の追加情報の提供を検討する。また、「遺構表示ゾーン①」付近に眺望地点③を設定し、骨格表示を検討する31号（堅穴建物跡）の背後に南方の岩木山の全容を望めるよう、南斜面地の樹高を整える。



写真 50 田小屋野貝塚からの岩木山の眺望

(8) 管理施設及び便益施設に関する計画

丘陵上には亀ヶ岡石器時代遺跡と同様に、「遺構表示ゾーン」、眺望地点、「植栽ゾーン」に景観に配慮した休憩用腰掛を設置する。

冬季を除く遺跡の公開活用期間においては、史跡南東の導入部分に設ける入口広場に仮設のトイレや手洗い場の設置を検討する。

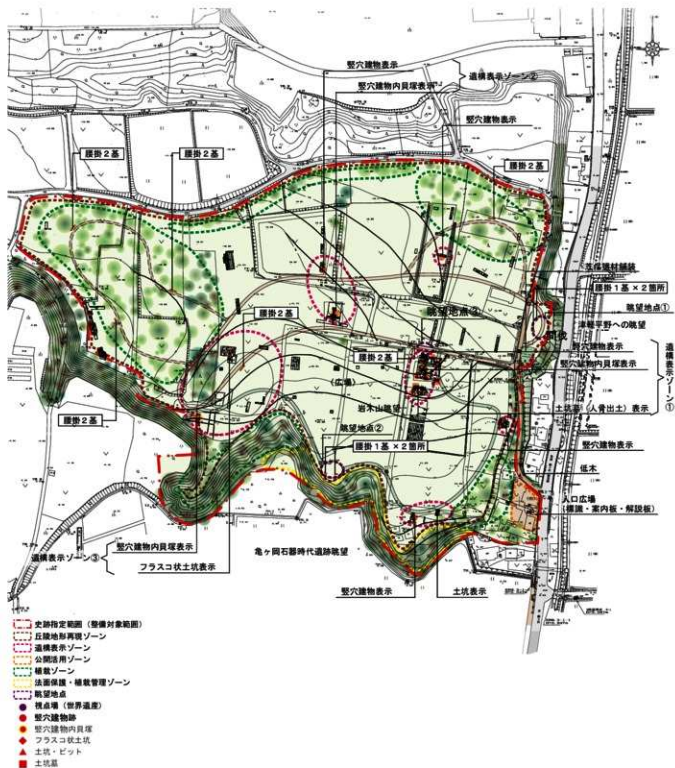


図 83 田小屋野貝塚 腰掛配置図 S=1/2500